

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第415号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定については、これを取り消し、対象文書の特定の可否を検討した上で、改めて開示可否を決定すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年6月4日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県内の全ての河川において、広島県が許可する権限を有している場合に限定し、「既設の隣接橋との距離が、10メートル未満の場合で、新規に橋の設置を許可した事例の全てに関する記録」及び「既存の隣接橋との距離の条件で、広島県以外の機関により許可された場合は、広島県が当該事実を把握したことが記載されている文書等」（以下これらを「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関の担当部署である土木建築部河川砂防総室河川管理室及び砂防室は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下各担当部署が行った決定を「本件処分」と総称する。）を行い、それぞれ平成17年6月20日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年7月4日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分の書面の4理由欄において、「近くに橋があり、進入路もあることから橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単に利便性が向上するなどの理由では、許可できない。」と明記された不当な処分があった。このうち、「近くに橋がある」という理由は、不

許可処分の最優先の項目として記載されている。この理由を根拠としたのは、広島県土木建築部河川課が作成した「河川管理の手引き」の314ページのキ「原則として次のような位置には架橋を避けること」（オ）近くに橋のある場合、として明記されているという説明が担当者からあった。

- (2) しかし、橋の設置を申請した砂防指定地内河川の「郷川」には、ほんの10数メートルしか離れていないにもかかわらず、現実には、何本もの橋が架けられている。また、当該「郷川」の既設橋と同様に、河川の流路に影響を及ぼす橋台を設置する訳でもなく、川（両岸）幅4.41メートルに通常の車道橋を私費をもって設置したいという申請に対して、当該新設橋がない場合の唯一の生活道路である市道「峠郷線」が、その道路管理者において「自動車交通不能」という法的管理がされているにも関わらず、実施機関は、裁量権を乱用して、当該人命危険な道路を通行するよう指示する全く不当な不許可処分を強行した。前述した「河川管理の手引き」においても、「近い」という具体的基準は明示されていない。
- (3) そこで、今回、既設の隣接橋との距離が、10メートル未満の場合で、新規に橋の設置を許可した事例の全てに関する記録を開示請求したが、実施機関は、「10メートル未満であると記載されたもの」という勝手な解釈（裁量権の乱用）をもって不存在通知という強権発動をした。本件請求に係る開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）には、「10メートル未満であると記載されたもの」とは一切記載していない。本件請求の内容を勝手に仮装し、自らにとって都合の悪い行政文書を隠匿しようとする一連の裁量権の乱用行為に対して、厳重に抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

許可申請書の様式には、既設の橋と新規設置の橋との距離を記載する箇所はなく、添付図書にも既設の橋と新規設置の橋との距離を明記した書類は求めていない。

また、既設の橋と新規設置の橋との距離を把握できる文書は作成しておらず取得もしていない。

そのため、本件請求に係る行政文書は作成又は取得していない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求について

実施機関は、本件開示請求書の「行政文書の件名又は内容」欄に記載された「既設の隣接橋との距離が、10メートル未満の場合で、新規に橋の設置を許可した事例の全てに関する記録」について、新規の橋の設置を許可した事例のうち、当該許可に係る許可申請書及びその添付図書に、既設の隣接橋との距離が10メートル未満であるとの記載がある文書と捉え、本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求書には既設の隣接橋との距離が10メートル未満であると記載されたものとは一切記載していないと主張していることか

ら、以下、本件請求における文書特定の妥当性について検討する。

(2) 文書特定の妥当性について

異議申立人は、本件開示請求書において、十数メートルしか離れていなくても河川に橋が架けられている現実がある中で、近くに橋があることを理由とする橋の設置不許可処分があった旨を記載し、異議申立書においても上記第3の2のとおり主張している。これらの内容を見る限り、異議申立人は、本件請求文書として、橋の新規設置に係る許可申請書等に、既設の橋と新規設置の橋との距離が記載されているかどうかに関わらず、既設の橋との距離が10メートル未満である新規設置の橋の許可事例についての文書を求めていたと解するのが相当である。

一方、条例第6条第1項では、開示の請求をしようとするものが実施機関に提出する書面に記載すべき事項として、「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」が掲げられており、「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」とは、開示請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより行政文書を容易に区別して特定できる程度の記載がされていることが必要とされている。

橋の設置許可の事務について、実施機関に確認したところ、理由説明書にあるとおり許可申請書の様式には、既設の橋と新規設置の橋との距離を記載する箇所はなく、添付図書にも既設の橋と新規設置の橋との距離を明記した書類は求めていないとのことであった。

確かに、このような事務の実態の中で、異議申立人の請求の趣旨に合致する事案を抽出しようとすると、新規に設置許可した橋の事案ごとに、図上又は現地確認などによって、既設の橋との距離を測定すれば、抽出も不可能ではないかもしれないが、これでは合理的な努力をすることにより行政文書を容易に区別して特定できる程度の記載がされているものとはいえないと考えられる。

こうした事情から、実施機関は、対象文書の特定に当たり、本件請求の趣旨を「既設の隣接橋と新規設置の橋との距離を記載した文書」と捉えて本件処分を行ったものと推認される。

しかしながら、このような捉え方は、本件請求文書の内容を著しく狭く限定したものであり、対象文書の特定は不十分であると認められる。

仮に、実施機関が、本件請求については合理的な努力をすることにより行政文書を容易に区別して特定することが困難であると考えたのであれば、対象文書の特定のためには、条例第6条第2項により異議申立人に補正を求めるなど、対象文書の特定の可否を検討した上で、開示決定の可否を判断すべきであった。

以上のことから、実施機関は、改めて、本件請求文書の特定の可否を検討した上で、開示可否を決定すべきである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21. 1. 14	・ 諮問を受けた。
令和元. 5. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和 2. 3. 24	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
令和 2. 4. 27	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2. 12. 22 (令和 2 年度第 8 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 1. 26 (令和 2 年度第 9 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員（五十音順）

【第1部会】

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院准教授